

議案第43号

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例案

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 本市に次の港湾施設（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p><u>(2) ドルフィン</u></p> <p>〔削る〕</p> <p><u>(3)～(27)</u> 〔略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>(供用日等)</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第20条の規定により代行施設（<u>前条第1項第14号</u>に掲げる臨港道路のうち市規則で定める部分（以下「代行臨港道路」という。）及び<u>同項第22号</u>に掲げる港湾労働者休憩所をいう。以下同じ。）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、代行施設の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p><u>(2)</u> 係船浮標</p> <p><u>(3)</u> ドルフィン</p> <p><u>(4)～(28)</u> 〔同左〕</p> <p>〔2 同左〕</p> <p>(供用日等)</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第20条の規定により代行施設（<u>前条第1項第15号</u>に掲げる臨港道路のうち市規則で定める部分（以下「代行臨港道路」という。）及び<u>同項第23号</u>に掲げる港湾労働者休憩所をいう。以下同じ。）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、代行施設の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を</p>

得て、代行施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

[3～5 略]

(使用等の許可)

第4条 第2条第1項第1号から第12号までに掲げる施設、同項第18号に掲げる浮棧橋のうち有料のもの（以下「有料浮棧橋」という。）又は同項第27号に掲げる廃棄物埋立護岸のうち有料のもの（以下「有料廃棄物埋立護岸」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次条第2項の許可を受けたときは、この限りでない。

2 第2条第1項第14号、第15号及び第21号に掲げる施設を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用の制限)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、重量物用橋型起重機の使用の一時中止その他の必要な措置を命ずることがある。

[(1) 略]

(2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定により避難のための立退きが指示されたとき

[(3)・(4) 略]

[2～5 略]

(使用料等)

得て、代行施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

[3～5 同左]

(使用等の許可)

第4条 第2条第1項第1号から第13号までに掲げる施設、同項第19号に掲げる浮棧橋のうち有料のもの（以下「有料浮棧橋」という。）又は同項第28号に掲げる廃棄物埋立護岸のうち有料のもの（以下「有料廃棄物埋立護岸」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次条第2項の許可を受けたときは、この限りでない。

2 第2条第1項第15号、第16号及び第22号に掲げる施設を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用の制限)

第9条 [同左]

[(1) 同左]

(2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定により避難のための立退きが勧告され、又は指示されたとき

[(3)・(4) 同左]

[2～5 同左]

(使用料等)

第17条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者又は駐車場を利用する者は、別表第1に定める使用料（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶（以下「外航船舶」という。）に係る岸壁、ドルフィン又は船舶給水施設の使用の許可を受けた者にあつては、別表第2に定める使用料）を納付しなければならない。

[2～5 略]

（使用料等の減免）

第18条 次に掲げる使用料等は、免除する。

〔1〕 略

〔2〕 次に掲げる工作物又は物件で、第2条第1項第14号又は第15号に掲げる施設を占有するものに係る占有料

[ア～エ 略]

2 次に掲げる物件で、第2条第1項第14号又は第15号に掲げる施設を占有するものに係る占有料については、市規則で定める額を減額する。

〔1〕・〔2〕 略

[3 略]

別表第1（第17条関係）

[略]	
<u>ドルフィン</u>	[略]
[略]	

[備考 略]

別表第2（第17条関係）

[略]	
<u>ドルフィン</u>	[略]

第17条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者又は駐車場を利用する者は、別表第1に定める使用料（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶（以下「外航船舶」という。）に係る岸壁、係船浮標、ドルフィン又は船舶給水施設の使用の許可を受けた者にあつては、別表第2に定める使用料）を納付しなければならない。

[2～5 同左]

（使用料等の減免）

第18条 [同左]

〔1〕 同左

〔2〕 次に掲げる工作物又は物件で、第2条第1項第15号又は第16号に掲げる施設を占有するものに係る占有料

[ア～エ 同左]

2 次に掲げる物件で、第2条第1項第15号又は第16号に掲げる施設を占有するものに係る占有料については、市規則で定める額を減額する。

〔1〕・〔2〕 同左

[3 同左]

別表第1（第17条関係）

[同左]	
<u>係船浮標ドルフィン</u>	[同左]
[同左]	

[備考 同左]

別表第2（第17条関係）

[同左]	
<u>係船浮標ドルフィン</u>	[同左]

[略]	[同左]
[備考 略]	[備考 同左]
備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- 1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

係船浮標を廃止するとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。